

視覚障害のある給付金受給者の方に送付する 『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

<表面>



親展



大切なお知らせ

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください)

年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書

このたび、下記の理由により

年金生活者支援給付金額を変更しましたのでお知らせします。

基礎年金番号		受給者氏名	
--------	--	-------	--

◎変更年月、変更後の支給金額及び変更理由

項番	変更年月	変更後の支給金額(月額)	変更理由

法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略
令:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)」の略

令和2年 10月 7日

厚生労働大臣

印

視覚障害のある給付金受給者の方に送付する 『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

＜裏面＞

一般的なお問い合わせは
『ねんきんダイヤル』へ



0570-05-1165

●050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165

＜受付時間＞

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は
午後7:00まで。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は
ご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金
番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

来訪相談のご予約は
『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

●050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6631-7521

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、
受給している年金についての相談を希望される
方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

郵 便 便 法

年金生活者支援給付金の支払日について

○年金生活者支援給付金は、年金と同様、偶数月の15日に
お支払いします。(下表をご参照ください)

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分

※原則、年金と同じ受取口座にお支払いします。

○支払日(予定含む)や振込先金融機関等の内容は、支払
月の月上旬に「振込通知書」で別途お知らせいたします。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険
審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服が
あるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月
以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、
提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求
の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため
緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の
決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査
請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の
送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は
法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日
から1年を経過したときは訴えを提起できません。

このような場合はお手続きが必要となります

次のいずれかに該当する場合は、年金生活者支援給付金は
支給されません。

このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、
「ねんきんダイヤル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の
年金相談センター」にご相談ください。

①日本国外に転居したとき

②刑事施設等に拘禁されたとき

※ 手続きは不要ですが、年金が全額支給停止となった
場合も年金生活者支援給付金は支給されません。

年金生活者支援給付金の支給対象期間について

○年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に
基づき継続支給の判定を行います。次回の継続支給の
判定結果は、令和3年10月分(12月支払い)から反映
されます。

○令和4年以降も毎年10月分(12月支払い)から継続支給
の判定結果が反映されます。

※右のマークは音声コードです。

目の不自由な方にご自身の給付金の支払いに
関する情報を音声でご案内します。



ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、
お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

2009 1018 006